

さいたま市交通遺児等奨学金のご案内

さいたま市では、交通事故により両親のいずれかが亡くなったり、心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して奨学金を支給しています。

奨学金の支給を希望される方は、以下の手続きにより申請してください。

1 奨学金の支給を受けることができる方

奨学金の支給を受けることができるのは、さいたま市内に住所を有し、小・中学校に通う遺児等の保護者（父若しくは母又はこれに準じる者で現に遺児等を養育している者）で、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 交通事故により両親とも又はいずれかが死亡した遺児等の保護者
- (2) 交通事故により両親とも又はいずれかが心身に著しい障害がある状態（自動車損害賠償保障法施行令別表中障害の程度が3級以上の状態）になった遺児等の保護者

2 支給金額

遺児等1人につき「月額2,000円」を、9月と3月の2回に分けて支給します。

3 新規申請手続き

次の書類をお子さまが通う市立学校もしくは学事課へ提出してください。

① 交通遺児等奨学金支給申請書

申請書の用紙は学校もしくは学事課で配布しています。

記入例を参照しながら、必要事項を記入・押印してください。

② 交通事故証明書（写し可）

自動車安全運転センター等が発行する証明書です。

③ 障害の状態を証明するもの

1－(2)に該当する場合のみ必要としています。

自動車損害賠償責任保険等級認定通知書（写し可）又は障害者手帳（写し）とします。

※ その他、審査に必要とする書類の提出を依頼する場合があります。

4 審査結果（支給の可否）の通知

教育委員会から申請があった方へ、支給決定通知書を直接送付します。

5 その他

- ・ 継続して支給を希望される場合でも、年度ごとに申請が必要になります（継続が見込まれる方へは、毎年4月上旬までに、教育委員会から申請書を直接送付します）。
- ・ 年度途中で申請し認定された場合は、申請月分からの支給になります。
- ・ 遺児等又は保護者が市外へ転出した場合や、保護者である父又は母が再婚した場合は、支給対象外になります。

[問い合わせ先]

さいたま市教育委員会学事課教育費支援係

電話 048-829-1647

FAX 048-829-1990